

僕は2024年3月14日強制わいせつ罪で青森警察に突然逮捕、4月4日暴行罪で起訴されました。起訴後、計5回保釈申請をしました。一貫して否認を続けていたこともあり、「罪証隠滅の恐れ」「逃亡のリスク」を理由に保釈を却下され約3ヶ月半身体拘束をされていました。しかし、事件発生日の2023年2月15日から逮捕までに1年以上経過していることや逮捕時に家宅捜査を受けてもなお、何を罪証隠滅するのか却下理由の中に具体的な内容はありませんでした。また、身元保証人がいることや看護師という職業をしている中でなぜ逃亡のリスクが高いのか不思議でありませんでした。

2回目の保釈請求の際に許可されやすいように、携帯所持禁止・被害者のいる青森県から遠く離れた他県にある実家への在住・被害者及び事件関係者との接触禁止を条件として申請しましたが、具体的な却下理由は明記されないまま「罪証隠滅の恐れ」「逃亡リスク」を盾に却下されました。初公判後に同様の保釈条件で申請をした際にやっと許可がおりましたが、初公判前後での状況が同じ中で、しかも初公判でもほとんど証拠は取調べられていないのに、何で公判前に許可されなかったのか違和感が強くあります。

不当な身体拘束の日々は孤独との闘いでした。独房の中での生活は心身ともに本当に辛く、トランスジェンダーであることでの苦痛もありました。この地獄のような日々から一刻も早く逃れたい・事実とは異なるが虚偽の自白をすればこの地獄から出られるのではないかと、独房の中で何度も自問自答をしました。身体拘束は健康面の被害だけではなく、精神面・金銭面にも影響を及ぼしました。僕は支えてくれた人達がいたからこそ諦めずに不当な身体拘束をされながらも否認を続け闘い続けられましたが、不当な身体拘束により心が折れて虚偽の自白をしてしまった被疑者・被告人もいると思います。

被疑者・被告人にも人権があります。日本では否認を続けるほど釈放されにくい傾向になります。これ以上人権を侵害することがあってはならないです。失った時間は二度と戻ってきません。僕と同じように人権を奪われる被疑者・被告人を出さないためにも人質司法に終止符を打ちたいと思い原告になりました。